

衛生管理対策・感染症対応マニュアル
【感染症及び食中毒等の予防
及びまん延の防止のための指針】

NPO 法人 CIL ひこうせん

1, 感染症対策についての基本的な考え方

NPO 法人 CIL ひこうせんは、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、また衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品の管理を適切に行い、感染症が発生・まん延しないように必要な措置を講ずるための指針を定め、利用者の安全確保を図ることとする。

2, 感染対策のための委員会に関する基本方針

(1) 感染症対策委員会の設置

① 目的

施設の感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する「感染症対策委員会」を設置する。

② 感染症対策委員会は、次に掲げる者で構成する。

㊦ 委員長 副理事長

㊧ 副委員長 看護師

㊨ 施設長

㊩ その他委員長が必要と認める者

③ 感染症対策委員会の業務

感染症対策委員会は、委員長の招集により感染症対策委員会を定例開催(3カ月に1回)のほか、必要に応じて開催し、「感染症及び食中毒の予防」と「感染症発生時の対応」のほか、次に掲げる事項について審議する。

- ㊦ 感染症対策の立案
- ㊧ 指針・マニュアル等の作成
- ㊨ 感染対策に関する、従業員研修・訓練の企画及び実施
- ㊩ 利用者の感染症の既往の把握
- ㊪ 利用者・従業員の健康状態の把握
- ㊫ 感染症発生時の対応と報告
- ㊬ 感染症対策実施状況の把握と評価

(2) 従業員研修及び訓練の実施

従業員に対し、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を目的とした「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練」を感染症対策委員会の企画により、以下の通り実施する。

① 新規採用者に対する研修

新人研修において感染対策の基礎に関する教育を行う。

② 定期的研修

感染対策に関する定期的な研修を6カ月に1回実施する。(一体的な開催可)

③ 定期的訓練

感染症が発生した場合を想定した訓練を6カ月に1回実施する。(一体的な開催可)

④ 記録

研修及び訓練の実施について記録する。

3, 平常時の衛生管理

(1) 施設内の衛生管理

環境の整備、排せつ物の処理、血液・体液の処理等について次の通り定める。

ア 環境の整備

施設内の環境の清潔を保つため、以下の事項について徹底する。

- ㊦ 整理整頓を心がけ、こまめに清掃を行う。
- ㊧ 清掃については、床を含め、1日1回湿式清掃、アルコールによる消毒をし、乾燥させる。
- ㊨ 使用した布巾・雑巾はこまめに洗淨、乾燥させる。
- ㊩ 床に目視しうる血液、分泌物、排せつ物などが付着している時は、手袋を着用し、0.1%の次亜塩素酸ナトリウム溶液で清拭後、湿式清掃して乾燥させる。
- ㊪ トイレなど、利用者が触れた設備は、0.02%の次亜塩素酸ナトリウム溶液で清拭し、消毒を行う。
- ㊫ 自立活動道具や備品等は、毎日清拭し、消毒を行う。

水洗いできる物は、水洗いした後、0.02%の次亜塩素酸ナトリウ

ム溶液に10分ほど浸し、乾燥させる。

イ 排せつ物の処理

主に以下の2点を徹底する。

※詳しい処理方法は【汚物処理の仕方】参照

- ㊦ 利用者の排せつ物・吐しゃ物を処理するには、手袋やマスク、使い捨てガウンをし、汚染場所及びその周囲を、0.5%の次亜塩素酸ナトリウム溶液で清拭し消毒する。
- ① 処理後は十分な手洗いや手指の消毒を行う。

ウ 血液・体液の処理

利用者の血液など体液の取り扱いについて、以下の事項を徹底する。

- ㊦ 血液等の汚染物が付着している場合は、手袋を着用してまず清拭除去した上で、適切な消毒液を用いて清拭消毒する。なお、清拭消毒前に、まず汚染病原体量を極力減少させておくことが清拭消毒の効果を高めることになるので注意する。
- ① 化膿した患部に使ったガーゼなどは、他のごみと別のビニール袋に密封して、直接触れないように感染性廃棄物とし、分別処理をす

る。

㊦ 手袋、帽子、ガウン、覆布などは、使い捨て製品を使用し、使用後は、ビニール袋に密閉し、可能であれば焼却処理を行う。

【参考】消毒液の作り方 (次亜塩素酸ナトリウムの希釈液)

◎便や吐物、血液や体液が付着したものの洗浄

【0.1%次亜塩素酸ナトリウムの作り方】

原液の濃度	希釈倍数	原液	水
1%の場合	10倍にする	300ml	3ℓ
6%の場合	60倍にする	50ml	3ℓ
12%の場合	120倍にする	25ml	3ℓ

◎トイレの便座やドアノブ、手すり、床等の洗浄

【0.02%次亜塩素酸ナトリウムの作り方】

原液の濃度	希釈倍数	原液	水
1%の場合	50倍にする	60ml	3ℓ
6%の場合	300倍にする	10ml	3ℓ
12%の場合	600倍にする	5ml	3ℓ

【次亜塩素酸ナトリウム濃度】

濃度	商品名
1%	ミルトン、ミルクボン、ピュリファン
5～6%	ジアノック、ハイター、ブリーチ
6%	ビューラックス、次亜塩6%「ヨシダ」、アサヒラック、テキサント
10%	ビューラックスー10、ハイポライト10、アサヒラック、アルボースキレーネ

12%	ジアエース、アサヒラック、バイヤラックス
-----	----------------------

例)市販の漂白剤(塩素濃度5%)の場合:漂白剤のキャップ1杯 約20~25ml
ペットボトルのキャップ1杯が約5ml

(2) 感染予防のための基本的な対策

ア 適切な手洗い・手指消毒

- ㊦ 手洗い :汚れがあるときは、石けんと流水で手指を洗浄する
- ㊧ 手指消毒:感染している利用者や、感染しやすい状態にある利用者のケアをするときは、洗浄消毒薬、擦式消毒薬で洗浄する

イ 適切な防護用具の使用

- ㊦ 手袋
- ㊧ マスク
- ㊨ エプロン、ガウン

4, 従業員の安全対策

- ㊦職員は年1回(夜勤月4回以上者は年2回)健康診断を受診する。
- ㊧各種受けられる者は、予防接種を受ける。
- ㊨下痢や発熱、風邪症状をきたしたら申し出る。

- ㊦ 従業員が感染症を罹患している場合は、感染経路の遮断のため、完治までは適切な処置を講じる。

5, 感染症発生時の対応

(1) 感染症発生状況の把握

感染症や食中毒が発生した場合や、それが疑われる状況が発生した場合には、以下の手順に従って報告する。

- ㊦ 従業員が利用者の健康管理上、感染症や食中毒を疑ったときは速やかに管理者または担当者に報告する。

㊧ 管理者または担当者は、㊦について従業員から報告を受けた場合、施設内の従業員に必要な指示を行うとともに、行政への報告条件に該当するときは、その受診状況と診断名、検査、治療の内容などについて地域保健所に報告するとともに、関係機関と連携をとる。

(2) 感染拡大の防止

感染症もしくは食中毒が発生したとき、またはそれが疑われる状況が生じたときは、拡大を防止するため速やかに以下の事項に従って対応する。

◎従業員

㊦ 発生時は、手洗いや排せつ物・嘔吐物の適切な処理を徹底し、従業員を媒介して感染を拡大させることのないよう、特に注意を払う。

① 医師や看護師の指示を仰ぎ、必要に応じ施設内の消毒を行う。

㊧ 医師や看護師の指示に従い、必要に応じて感染した利用者の隔離等を行う。

◎管理者・担当者

協力医療機関や保健所に相談し、技術的な応援を依頼したり、指示を受ける。

(3) 関係機関との連携・行政への報告

感染症もしくは食中毒が発生した場合は、以下の関係機関に報告して対応を相談し、指示を仰ぐなど、緊密に連携をとる。

◎協力医療機関

【医療法人社団 清幸会 行田中央総合病院】

048-553-2000

◎保健所 【加須保健所】 0480-61-1216

◎指定権者

【埼玉県・東部中央福祉事務所】 048-737-2349

また、必要に応じて次のような情報提供も行う。

◎従業員への周知

◎家族への情報提供と状況の説明

㊦ 行政等の担当部局への報告

管理者・担当者は、次のような場合、迅速に行政等の担当部局に報告するとともに、地域保健所にも対応を相談する。

《報告が必要な場合》

- ① 同一の感染症や食中毒による、またはそれらが疑われる死亡者・重篤患者が、1週間以内に2名以上発生した場合。
- ② 同一の感染症や食中毒の患者、またはそれらが疑われる者が、ある時点において、10名以上または全利用者の半数以上発生した場合。
- ③ 通常の発生動向を上回る感染症などの発生が疑われ、特に管理者・担当者が報告を必要と認めた場合。

《報告する内容》

- ① 感染症または食中毒が疑われる利用者の人数
- ② 感染症または食中毒が疑われる症状
- ③ 上記の利用者への対応や施設における対応状況等

④ 地域保健所への報告

医師が、感染症法、結核予防法または食品衛生法の届出基準に該当する患者または疑いのある者を診断した場合には、これらの報告に基づき地域保健所等への届出を行う必要がある。

〈変更・廃止手続き〉

本方針の変更および廃止は、理事会の決議により行う。

〈 附則 〉

本方針は、令和6年4月1日から適用する。

汚物処理の仕方

嘔吐は突然発生することが多いため、あらかじめ処理に必要なアイテムを用意しておくことで処理もスムーズである。効果のある消毒薬を用い正しい手順で処理すれば、感染のリスクを減らすことができる。定期的に感染対策研修などを行い、いつ、どこで嘔吐が発生しても対応できるよう訓練する。適切な汚物処理方法について、ポイントを周知する。



手指洗浄剤



手指消毒剤



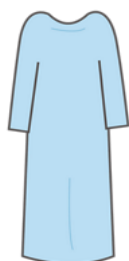
次亜塩素酸ナトリウム



保護メガネ、帽子、マスク、
手袋、シューズカバー
ペーパー

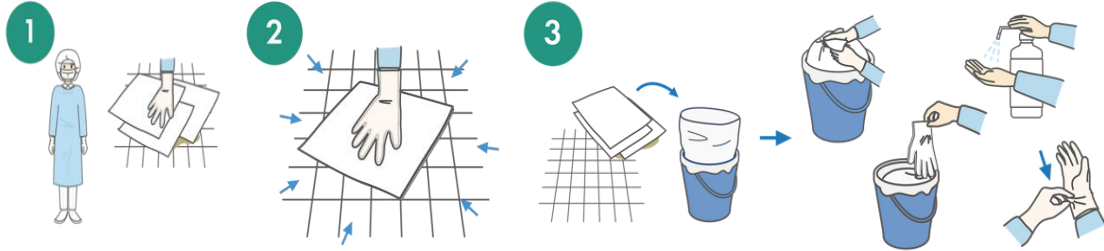


バケツ(ポリ袋 2 枚重ね)、

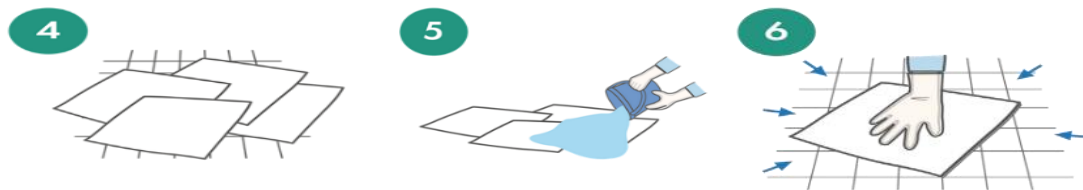


ガウン

手順



- ・个人防护具を着用する
- ・ペーパーで中央に向かって汚物を拭き取る
- ・汚物を拭き取ったペーパーをポリ袋に回収する
- ・汚物にペーパーをかぶせる
- ここで、1枚目のポリ袋を縛り手指衛生し、新しい手袋を着用する



- ・床に新しいペーパーを敷く
- ・次亜塩素酸ナトリウムをまく
- ・ペーパーを回収後、残った次亜塩素酸ナトリウムを中央に向かって拭き取った後、更に液が残らないように必ず流水で洗い流すか十分な水拭きをする。

※⑤でペーパーおよびカベなど周囲の出来る限り広い範囲を処理する※10～15分放置する



- ・拭き取ったペーパーをポリ袋に捨てる
- ・手袋をポリ袋に捨て手指衛生をした後、新しい手袋を着用する
- ※⑧で必要に応じて、次亜塩素酸ナトリウムを廃棄物が十分に浸る量入れる



- ・シューズカバー→ガウン→帽子→保護メガネ→マスクの順に脱ぎ
- ・処理後、速やかに手洗いとうがいを十分に行う
- 2枚目のポリ袋に入れ、口を縛り捨てる